

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第5項 工作物の新築、改築又は増築のうち基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第5項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）

基準日：昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあっては、当該指定の日。）

分譲地等：分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地

基準引用関係整理表			
本文	第1項	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。	
	第2号	イ 第1種特別地域	
		ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	
	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	
	第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。	
	前項第1号	保存緑地（第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。	
前項第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあっては、当該建築物が2階建以下であり、かつ、その高さが10m（その高さが現に10mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。		
	高さ	避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。	
第1号	当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が2000㎡以下であること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。		
	地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡未満	10%以下	20%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が500㎡以上1000㎡未満	15%以下	30%以下
	第2種特別地域内における敷地面積が1000㎡以上	20%以下	40%以下
	第3種特別地域	20%以下	60%以下
	総延べ面積	同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令第2条第1項第4号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。	
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
第2項ただし書に規定する行為	既存建築物の改築等	既存建築物の改築等であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
	既存建築物の改築等	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築	
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致と著しく不調和でないこと。	